

# 令和4年度前期 愛知県技術顕彰申請について

工務部

## 技術顕彰について

- ・ 県内高等学校、特別支援学校の高等部に在学する生徒を対象に、一定基準を満たした生徒が県知事からの表彰を受ける制度です。
- ・ 申請は前期、後期、追加の年3回です。ただし追加申請は3年生のみです。

## 顕彰の該当条件

- ・ 顕彰制度該当種目一覧（別紙）により定めます。  
※2棟1階中央階段横掲示板および電気科職員室手前（願書等がある所）に掲示
- ・ 次のいずれかに該当することを条件とします。

・ 30000 番台（3点）を1つ取得
・ 20000 番台（2点）を2つ取得
・ 20000 番台（2点）を1つと10000 番台（1点）を1つ取得
・ 10000 番台（1点）を3つ取得

## 申請方法及び注意事項

1. 該当の生徒は顕彰申請書（様式1）にボールペンで記入し、『取得資格等の一覧（個人別）』を添えて、
  - ・ 電子機械・ロボット・機械科：山田先生
  - ・ 電気科：和島先生
  - ・ 土木・都市工学科：松本先生
  - ・ 建築・建築デザイン科：金柵先生に提出すること。但し、『取得資格等の一覧』に記載がない取得資格等で申請する者は、合格証明書等（写）を添付すること。
2. 顕彰申請書（様式1）に記入するときはボールペンを使用し、修正するときは修正液等でなく、修正印を押して修正すること。
3. 顕彰制度該当種目一覧以外の資格も認定される試験があります。詳しくは工務部まで問い合わせして下さい。
4. 氏名の漢字については、機械処理の都合により常用漢字を使用する場合があります。

## 申請書受付日

**令和4年6月20日（月）、6月21日（火）17：00まで**

※顕彰申請書（様式1）は電気科職員室手前（願書等がある所）で配布しています。